

## ● 2017年3月

- 2017/03/31 ネパール地方選を中国援助
- 2017/03/28 多国間共同訓練に自衛隊参加
- 2017/03/25 得票率3%以上&議席1以上, 全国政党の要件
- 2017/03/23 駐日ネ大使候補プラチバ・ラナさん, 議会委員会が承認
- 2017/03/22 友愛の原点としてのネパール, 鳩山元首相
- 2017/03/21 RPP 党則から「ヒンドゥー国家」と「君主制」を削除, 選管
- 2017/03/18 地方選の法定選挙費用
- 2017/03/17 萌えの早春
- 2017/03/14 内閣2ポストをRPPに, プラチャンダ首相
- 2017/03/11 倉吉の趣のある町並みと震災
- 2017/03/10 地方を744地区に区割り
- 2017/03/08 監視カメラの警察使用, 朝日が肯定的に報道(2)
- 2017/03/04 監視カメラの警察使用, 朝日が肯定的に報道(1)
- 2017/03/01 憲法改正案, 審議開始

### ネパール地方選を中国援助

プラチャンダ首相が訪中し、3月27日、習近平主席と会談した。会談後、中国政府は、ネパールの5月地方選に対し、1億3千6百万ルピーの援助をすると発表した。

あれあれ、ネパール政府は、次の選挙では外国援助を受けないと宣言していたのではなかったかな？(参照: [地方選、5月14日投票](#)) それを知ってか知らずか、よりによって人民民主主義の中国が多党制民主主義のネパールの選挙を支援する。興味深い。

一方、この中国による選挙支援には、世界最大の選挙民主主義国インドをバックにするマデシ諸党が猛反発、中国政府を激しく非難している。ネパールでは、地方選ですら、国際政治と密接不可分なのだ。難しい。



■在中ネ大使館 HP より

谷川昌幸(C)

2017/03/31 at 22:40

カテゴリ: [インド](#), [マオイスト](#), [選挙](#), [国際協力](#), [外交](#), [中国](#)

Tagged with [マデシ](#), [Prachanda](#), [地方選挙](#)

## 多国間共同訓練に自衛隊参加

ネパールで多国間共同訓練(GPOI)「シャンティ・プラヤ3」(3月20日~4月3日)が始まり、日本の自衛隊も「中央即応集団」の隊員2名が教官として参加している。(中央即応集団は UNMIN にも派遣された。)

【参照】[ネパールでの PKO 訓練に日本も参加;カーターセンターと米太平洋軍とネパール\(2\)](#)

GPOI は、2005 年度から始まった米国支援の国際平和活動のための訓練プログラム。アジア地域では、米国太平洋軍主導で、ネパール、バングラデッシュ、カンボジア、タイ、インドネシア、マレーシア、モンゴルで開催されてきた。

ネパールでの訓練作戦名「シャンティ・プラヤ[プラヤス]」は、「平和への努力」の意。第1回は GPOI 発足以前の 2000 年だが、GPOI 発足後はそのプログラムとして 2013 年に第 2 回が実施され、そして現在、3回目が実施されている。

今回の「シャンティ・プラヤ3」の実施場所は、以前と同様、パンチカルの「ビレンドラ平和活動訓練センター」。参加国はパキスタン、バングラディッシュ、スリランカ、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ガーナ、オーストラリア、英、米、日など28か国で、参加人員は計1024人。

この「シャンティ・プラヤ3」訓練はネパール国軍主催、米太平洋軍後援ということになっているものの、実際には米軍主導の感は否めない。開会式ではハリー・ハリス・Jr 米太平洋軍司令官が、「名誉ある平和」のための「平和への努力」を訴え、「ネ米関係は強力であり、さらに強化されていく」と語った。また、A・B・テプリッツ駐ネ米大使も、米国による「シャンティ・プラヤ」支援の意義を力説した。

「シャンティ・プラヤ3」は、たしかに国際平和活動のための訓練だが、実施場所のパンチカルはチベット国境の近く。そのような場所での米軍色の濃い訓練に、日本政府は陸自最精鋭の中央即応集団から教官2名を派遣している。面白くない国もあるのではないかな？



■シャンティ・プラヤ3(国軍 HP)



■米太平洋軍ツイート



■米太平洋軍司令官・駐ネ米大使・プラチヤンダ首相(米大使館 HP)

- \*1 “Shanti Prayas-III begins today,” Kathmandu Post, Mar 20, 2017
- \*2 “Exercise Shanti Prayas III kicks off, 28 countries taking part,” Himalayan Times, March 20, 2017
- \*3 “Exercise Shanti Prayas -III,” nepalarmy.mil.np/covernews1.php?
- \*4 “Global Peace Operations Initiative (GPOI),” US Department of State
- \*5 “Shanti Prayas Exercise Commences in Nepal,” U.S. Department of Defense, March 21, 2017

谷川昌幸(C)

2017/03/28 at 10:52

カテゴリ: [軍事](#), [国際協力](#), [平和](#)

## **得票率3%以上 & 議席1以上, 全国政党の要件**

立法議会は3月22日、5月地方選のための改正政党法を可決したが、その中には、全国政党の要件を、比例制で3%以上の得票がありかつ議会に1議席以上を有すること、とする規定が含まれている。いわゆる阻止条項つき選挙制(election threshold)の採用である。

この阻止条項採用が、政府与党やUMLの大政党としての党利党略によるものであることは言うまでもないが、その一方、包摂民主主義選挙の弊害が拡大し、その修正を余儀なくされた結果であることもまた否定できない事実である。

これまでの2回の制憲議会選挙では、包摂民主主義の理念に基づく比例制と社会諸集団クォータ制を採用したため、百数十もの政党が候補を立て、30以上の政党が実際に議会に議席を得た。その結果、選挙は複雑にして煩雑となり経費も著しく増大した。また、この包摂主義選挙により登場した小政党の多くは、国民を代表する公党というよりはむしろ身内政党・コネ政党であり、議会では利権配分による多数派工作の格好の標的とされてきた。議会政治は、混乱し停滞。現状は、包摂主義の現実が効率的な議会制民主主義を蚕食しているといった状況らしい。

今回の阻止条項採用には、このように、政府与党やUMLの思惑のほか、それなりの理由もあるのだが、小政党の側は当然、猛反発、阻止条項は憲法の包摂民主主義理念に反し、憲法の保障する政党の自由と権利を不当に制限するものだと、各地で激しい反対運動を繰り広げている。

たしかに、選挙制における阻止条項は本質的に小政党の切り捨て条項であり、論理的には、少数派の包摂を大原則とする2015年憲法の包摂主義の理念には反している。しかしながら、民主主義国でありながら阻止条項を置いている国は少なくない。たとえば次のような国々：

5%=独, 台湾, ニュージーランド

4%=ノルウェー, スウェーデン

3%=伊, 韓

したがって、阻止条項を置くことが、即、反民主的ということにはならない。政治は実践であり、包摂民主主義を原則とするにせよ、現実政治の場では、他の諸要因をも考慮し、より望ましい現実的な包摂制度の在り方を探り、それを用いることにせざるを得ない。ネパールも、紆余曲折はあれ、結局はそのような方向に向かって前進していくのではあるまいか。



■ 2013 年選挙比例区投票用紙サンプル

\*1 “One FPTP seat, 3 pc PR votes necessary to get recognition as nat'l party,” Kathmandu Post, 22 Mar 2017

\*2 “Fringe parties boycott House to protest threshold provisions,” Kathmandu Post, 22 Mar 2017

谷川昌幸(C)

2017/03/25 at 18:34

カテゴリ: [選挙](#), [議会](#), [政党](#), [民主主義](#)

Tagged with [クォータ制](#), [阻止条項](#), [包摂民主主義](#), [比例制](#)

## 駐日ネ大使候補プラチバ・ラナさん, 議会委員会が承認

議会聴聞委員会 (PHSC) が3月22日, 政府推薦の12大使候補を全会一致で承認した。駐日大使候補は, プラチバ・ラナさん。

プラチバ・ラナさんは, 1948年生まれ。 kongress党デウバ党首の義母だが, ラナさん自身は国民民主党 (RPP) 中央委員。制憲議会議員, 科学技術副大臣 (state minister), 超党派女性同盟 (IPWA) 創立者副議長などを歴任されている。



PRATIVA RANA WITH MANGSHA GHIMIRE

■ プラチバ・ラナさん (ネパール TV, 2015/07/30)

谷川昌幸(C)

2017/03/23 at 23:32



カテゴリー: [外交](#), [政党](#)

Tagged with [RPP](#), [国民民主党](#)

## 友愛の原点としてのネパール, 鳩山元首相

鳩山由紀夫元首相が訪ネし、カトマンズで3月18日、ネパール商工会議所幹部と会い、水力発電所への投資の可能性などについて協議した。その後、ポカラに行き、21日に現地で記者会見、投資環境の整備、中小企業の育成、観光開発の促進などについて語った。また同日、カトマンズに戻って、プラチャンダ首相とも会っている。

鳩山元首相は AIIB(アジアインフラ投資銀行)委員であり、ネパールへの関心も高い。日本では、MK・ネパール元首相ら、訪日ネパール要人と会談しているし、訪ネの際(2006年1月、2013年9月など)には、大統領、首相ら政財界要人も繰り返し会談している。ネパールは、鳩山元首相にとって、特別な国のようだ。ヤダブ大統領やレグミ首相と会談した時、彼はこう述べている:

私からは、「日本とネパールの外交関係が樹立されたときの日本の首相は祖父一郎であり、父威一郎は外相としてネパールを訪れ、私は友愛の原点はネパールにありと思って訪れた。三代に亘って縁を戴いていることに感謝している」と話したところ、大変に喜んでくださった。(鳩山「ネパール旅行記」、『友愛』526号、2013年11月10日)



प्रधानमन्त्री र जापानका पूर्व  
प्रधानमन्त्रीबीच भेट

चेत ढ, काठमाडौं । प्रधानमन्त्री पुष्पकमल दाहाल  
"प्रचण्ड" र डा. युकियो हातोयामाबीच शिष्टाचार भेट  
भएको छ । मंगलबार दिउसो प्रधानमन्त्री निवास

■プラチャンダ首相 HP より

\*1 "Japan's ex-PM Yukio Hatoyama in Pokhara," The Himalayan Times, March 20, 2017

\*2 "Japan's ex-PM stresses on investment-friendly atmosphere," The Himalayan Times, March 21, 2017

\*3 "Former Japanese PM Hatoyama pays courtesy call on PM Dahal," Annapurna Post, Mar 22, 2017

谷川昌幸(C)

2017/03/22 at 23:56

カテゴリー: [経済](#), [国際協力](#)

Tagged with [開発](#), [鳩山由紀夫](#)

## RPP 党則から「ヒンドゥー国家」と「君主制」を削除, 選管

ネパール選挙管理委員会(EC)が3月17日、5月地方選のための政党登録にあたって、国民民主党(RPP)の党則から、同党のもっとも根本的な基本理念たる「ヒンドゥー国家」と「立憲君主制」の部分削除した。報道からは、具体的な削除文言や削除手続きは分からないが、RPPは長い歴史を持ち、現在議会第4党、そのれっきとした公党の党則を、選管がいわば「検閲」したのだ。大胆な、恐るべき権力行使!

選管のナレンドラ・ダハール委員長は、RPP 党則からの「ヒンドゥー国家」と「立憲君主制」の文言削除につき、それらは憲法の定める「世俗国家」と「共和制」に反しているし、また憲法は政党が国民間の憎悪を煽ったり国家の安全を脅かしたりすることを禁じているから、同党党則からそれらの文言を削除したのだと説明している(\*4)。

たしかに、ネパール憲法は「第 29 編 政党に関する規定」において、次のように定めている(関係部分要旨)。

#### 第 269 条 政党の結成、登録および活動

- (2) 政党は、選管に「政党名」を登録する。
- (3) 政党は、党則(党規約)、会計報告書、およびその他法律に定める文書を選管に提出する。
- (4) 政党登録の要件。(a) 政党の党則や党規約は民主的でなければならない。
- (5) 政党の名称、目的、シンボルおよび旗が、この国の宗教的ないし共同体的統一を損なうか、または対立をもたらす恐れがあるときは、その政党は登録されない。

これらの憲法規定を見ると、もし選管が「ヒンドゥー国家」と「立憲君主制」の党則記載を理由として RPP の政党登録を拒否したとしても、それには全く根拠がないというわけでもなさそうだ。しかしながら、報道によれば、今回、選管は政党登録拒否ではなく、RPP 党則の中のそれらの文言を一方的に削除したらしい。

RPP は、この選管のやり方に猛反発、選管の行為を違憲として最高裁に訴える一方、選管本部前に押しかけ激しい抗議活動を展開した。

RPP のカマル・タパ党首は、党則からの「ヒンドゥー国家」と「立憲君主制」の削除は党から魂を抜くようなものだと述べ、もしこのような党則削除が許されるのなら、UML、マオイストなど多くの共産党系諸政党の党則からも憲法原理に反する「共産主義」の規定を削除すべきだが、選管にそんなことができるのか、と皮肉を込め鋭く反撃している>(\*5)

また、モハン・シュレスタ RPP 広報委員も、こう批判している。「選管には政治問題を論評する権利はない。憲法は政党が政策を訴えることを禁じてはいない。憲法は表現の自由を保障している。」もし「ヒンドゥー国家」と「立憲君主制」を訴えることができないのなら、RPP が選挙に出ることは無意味だ。「選管は、地方選挙の無意味化を企んでいるのではないか。」(\*4)

RPP のこのような選管批判は、もっともである。「ヒンドゥー国家」や「立憲君主制」が国益にかなうと信じる政党が、それらを党の政策理念として掲げて選挙を戦い、主権者たる国民の審判を仰ぐことは、政治的行為であり、政党に当然許されてしかるべきである。民主主義は国家理念をめぐる自由な政治闘争を認めている。もしネパール憲法がそのような政治的自由をすら許容せず、異論の行政的権力的排除を求めているのであれば、憲法のそのような規定、あるいは憲法規定のそのような解釈は、民主的とはいえないであろう。

\*1 “EC removes ‘Hindu state’, ‘monarchy’ from RPP’s statute,” Republica, March 17, 2017

\*2 “RPP to move SC against EC’s decision,” Kathmandu Post, Mar 18, 2017

\*3 “EC’s decision may affect local poll: DPM Thapa,” Kathmandu Post, Mar 18, 2017

\*4 “EC removes Hindu state, monarchy from RPP’s statute,” The Himalayan Times, March 18, 2017

\*5 “Election Commission robbed us of our soul, says Kamal Thapa,” The Himalayan Times, March 18, 2017

\*6 “RPP to seek “constitutional remedy” to protect charter RPP to seek “constitutional remedy” to

protect charter,” The Himalayan Times, March 18, 2017

\*7 “Police fire tear gas during RPP protest,” Kathmandu Post, Mar 20, 2017

\*8 “DPM Thapa stages sit-in outside EC’s office, Thapa’s participation comes after police used force to clear RPP protesters,” Kathmandu Post, Mar 20, 2017



■RPP・HP より

谷川昌幸(C)

2017/03/21 at 19:00

カテゴリー: [選挙](#), [議会](#), [政党](#), [政治](#)

Tagged with [カマル・タパ](#), [ヒन्दू-国家](#), [選挙管理委員会](#), [RPP](#), [君主制](#), [地方選挙](#)

## 地方選の法定選挙費用

ネパール選管は3月10日、5月地方選の法定選挙費用を発表した。

- ・マハ・ナガル: 市長&副市長 75万ルピー
- ・ウパ・ナガル: 市長&副市長 55万ルピー
- ・ナガル: 市長&副市長(町長/副町長)45万ルピー
- ・ガウン: 村長&副村長(村会議長/副議長)35万ルピー
- ・ジッラ: 郡調整委員会委員長&副委員長 25万ルピー/委員 15万ルピー

これらの法定選挙費用は、日本の数分の一から数十分の一。これで、ネパール式選挙ができるのだろうか？ 5月の地方選挙は、選挙費用の面からも注目したいと思っている。



■選管 HP より

谷川昌幸(C)

2017/03/18 at 18:35

カテゴリー: [選挙](#)

Tagged with [選挙費用](#)



## 萌えの早春

雪が消え、早春の草花が萌え始めた。派手さはなく、毎年みてもいるが、それでもこれらの草花には見るたびに大いに癒され勇気づけられる。冬があってこそ、春は来るのだ、と。



谷川昌幸(C)

2017/03/17 at 20:49

カテゴリー: [自然](#)

Tagged with [野草](#)

## 内閣 2 ポストを RPP に、プラチャンダ首相

プラチャンダ首相が3月9日、RPP(国民民主党)に内閣2ポストを割り当てた。

- ・副首相、連邦問題・地方開発担当大臣＝カマル・タパ RPP 議長
- ・文化観光交通担当大臣＝ディルナト・ギリ RPP 院内幹事長

プラチャンダ首相は、5月14日地方選を予定通り実施するため、憲法改正を迫られており、そのための議会多数派工作の一環として RPP を閣内に取り込んだのだ。

しかしながら、プラチャンダ首相のこの多数派工作が成功するかどうかは微妙だ。マデシ諸派の要求に近い形で憲法改正を図れば、王党派ナショナリストの RPP は政府支持をすぐ撤回するだろうし、また野党の共和派ナショナリスト UML も反政府運動をさらに強化するだろう。逆に、憲法改正を断念したり RPP や UML の要求に近い形で改正を図れば、今度はマデシ諸派が反政府に回る。

憲法は、民主的に硬ければ硬いほど、政府は手を縛られ、二進も三進もいなくなる。とりわけ国家再構築途上の途上国においては。ネパールの内閣は、包摂的多数派工作のため、いまや閣僚45人にまで巨大化した。副首相3人！それでも、改憲に必要な議会三分の二の確保はおぼつかないのだ。



■RPP・HP より

谷川昌幸(C)

2017/03/14 at 19:31

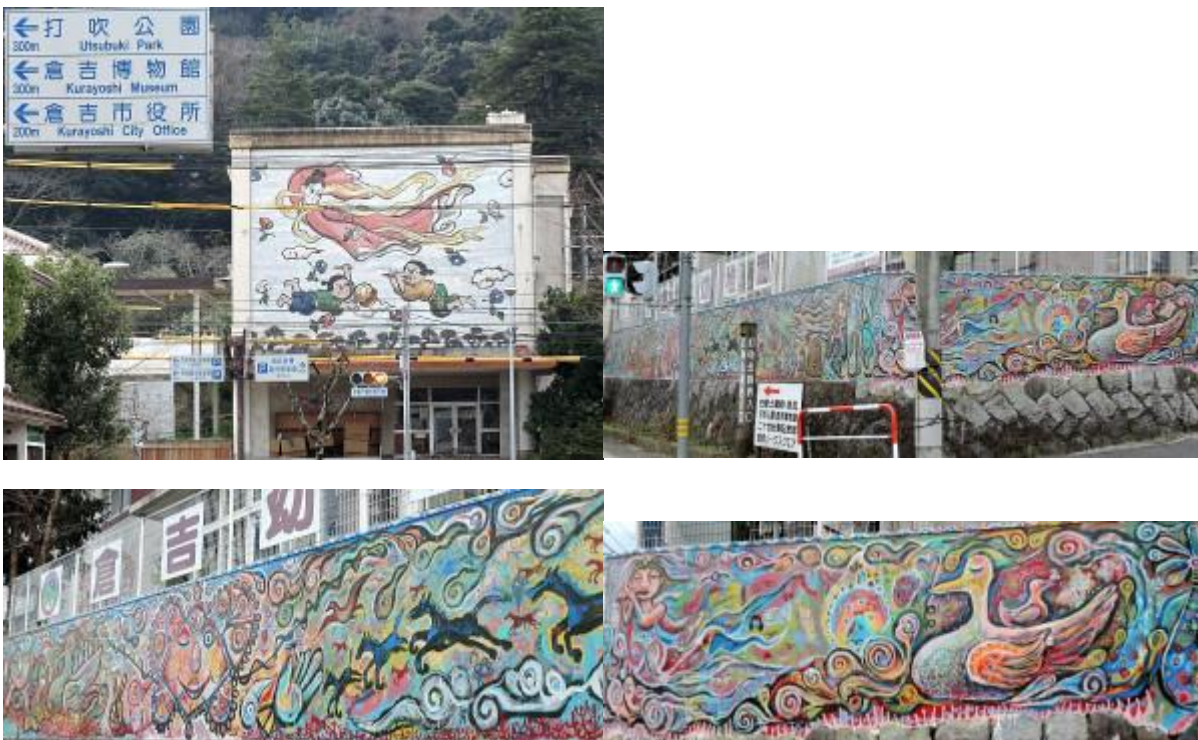
カテゴリ: [選挙](#), [議会](#), [憲法](#), [政党](#), [民主主義](#)

Tagged with [プラチンダ](#), [マデシ](#), [RPP](#), [国民民主党](#)

## 倉吉の趣のある町並みと震災

鳥取県の倉吉は、2016年10月21日の「鳥取中部地震」で震度6弱の揺れに襲われ、大きな被害を受けた。その倉吉に「鳥取復興割」を利用して行ってきた。

倉吉は初めて。なかなかユニークな町で、こんな壁画が表通りにドーンと描かれている。



この近くには、白壁土蔵の並ぶ「重要伝統的建造物群保存地区」があり、趣がある。古い建物が多いため、白壁などにかかなりの地震被害が出ていた。



また寺院でも、山門や墓所など被害は大きい。民家や事業所ビルなどは、地域や建物により被害状況は大きく異なる。地盤や建物の構造によるのだろう。



倉吉の震災復興は、豪雪の冬が終わるこれから本格化するであろう。ユニークで趣のある町、倉吉。一日も早い復興を願っている。

谷川昌幸(C)

2017/03/11 at 20:38

カテゴリー: [旅行](#)

Tagged with [町並み](#), [倉吉](#), [地震](#)

## 地方を 744 地区に区割り

プラチャンダ内閣は 3 月 5 日、地方再構築委員会(LLRC)提出の地方区割(local unit)案を修正のうえ採択した。

LLRC は当初、地方を 719 地区に区割る案を提出したが、マデシ諸党がこれに激しく反発、5 月地方選挙ボイコットを宣言したため、プラチャンダ内閣は、第2州を中心にさらに 25 地区を追加して全国を 744 地区に区割ることにした。この閣議決定は公報掲載をもって施行される。([3 月 15 日追記]マハ・ナガル4, ウパ・ナガル 13, ナガル 246, ガウン 481, 計 744)

▼閣議決定された地方区割(区割追加郡のみ)

郡 LLRC 案⇒閣議決定

- サブタリ 12⇒17
- シラハ 12⇒17
- ダヌサ 13⇒17
- マホタリ 14⇒15
- サルラヒ 16⇒17
- ラウタハト 15⇒16
- バラ 13⇒15
- カトマンズ 9⇒11
- マナン 3⇒4
- バジャン 11⇒12

5月14日投票のための区割追加とはいえ、いかにも泥縄。しかも、線引きの基準として人口を第一にすることにはそれなりの根拠がある半面、人為的設計主義となるおそれが多分にある。地域の伝統や文化は、この地方区割にどの程度反映されるのであろうか？



■WIKI より(2017-03-10)

- \*1 “Govt okays taskforce proposal for 744 local units,” Republica, 5 Mar, 2017
- \*2 “Govt brings bill for delineation of electoral constituencies,” Republica, 9 Mar, 2017

谷川昌幸(C)

2017/03/10 at 15:15

カテゴリ: [選挙](#), [行政](#), [議会](#), [憲法](#)

Tagged with [選挙区](#), [地方自治](#)

## 監視カメラの警察使用, 朝日が肯定的に報道(2)

朝日新聞は、大阪版夕刊に前述の記事を掲載した3日後の2月19日、今度は総合ページに大野博人編集委員のコラム「日曜に想う」を掲載した。タイトルは「『安全のため』奪われる自由」。これは、夕刊記事とは全く対照的な内容であり、その意味では、朝日新聞はバランスがとれている。



大野委員はこのコラムにおいて、オリバー・ストーン監督映画「スノーデン」や思想家ツベタン・トドロフ著『屈服しない者たち』を引照しつつ、「安全のため」という口実を認めることが、特に現代において、いかに危険かを鋭く指摘している。

≪[映画「スノーデン」において]「たいいていの米国人は自由より安全を望んでいる」と米情報機関の幹部が話す。……自分も監視されている、どこで何を見られているか分からない、丸裸にされている——。……テロ対策という当初の目的からはみ出して、政治権力の監視活動はどこまでも暴走する。「安全のため」という口実を人々が受け入れ続ける限り。≫

≪トドロフ氏によると、政治権力が市民監視にのめり込むのは「すべてを知ることは、すべての権力を握ることにつながる」と考えるから。また、だれかが自分を監視しているとつねに意識する社会では、人と人との間の信頼が消滅するとも指摘する。人々が連帯しない社会。それこそ権力が思いどおりにしやすい社会である。≫

≪政治家が声高に「安全のため」を語るとき、本当は自らの権力強化のためではないのか。「安全のため」なら仕方がないと思ったとたん、からめ取られているのかもしれない。なぜなら、あなたも私も普通の市民の大半は監視する側ではなく、監視される側になるのだから。≫

ここで大野委員は、権力による監視への警戒を訴えている。たしかに、それはそのとおりであり、その重要性はいくら強調しても強調のし過ぎではない。しかし、現代における行動監視の恐ろしさは、権力による監視が万人による監視とあい手を携えて進行し始めたところにあるのではないか？

いまでは、情報技術の革命的進歩により、行動監視は一般市民でも容易に実行できるようになった。小学生程度の知識と技術があれば、お小遣い程度の費用で、いつでも、どこでも他人の行動を簡単に監視できる。**万人による万人の監視社会**——その夢が今まさに実現しつつあるのだ。



谷川昌幸(C)

2017/03/08 at 15:40

カテゴリ: [社会](#), [情報 IT](#), [人権](#)

Tagged with [プライバシー](#), [監視社会](#), [自由](#), [安全](#)

## 監視カメラの警察使用，朝日が肯定的に報道(1)

朝日新聞(大阪版夕刊2月16日)が、監視カメラ記録映像の警察捜査利用に好意的な記事を1面に大きく掲載している。見出しは次の通り。

## 防犯カメラ 捜査の目に

### 大阪府警、自治体と異例の協定

#### 映像入手 事前連絡は不要

#### 夜間の初動に効果的

これらの見出しだけで、記事の趣旨は明確だ。記事によれば、大阪府内の自治体設置または設置補助の監視カメラは1万9944台(2016年3月末)。その記録映像を、大阪府警は、必要な時には事前連絡なしに自由に引き出し、見ることが出来るのだそうだ。

この記事には、専門家2氏のコメントも付されているが、いずれもごく短く、検証の仕組みや法整備を求めている。警察による自治体設置・補助監視カメラの使用そのものを否定するものではない。朝日お得意の、公平のみせかけのためのエクスキューズのようにみえる。

大阪圏の街頭監視カメラは、これまで幾度か指摘してきたように、急速に増大している。その記録映像を警察が、事実上、自由に使えるとなれば、市民は**可能的には常に警察に監視されていることになる**。しかも、顔(身体)自動識別技術の革命的進歩により、映像の個々人を瞬時に特定し、その行動を記録し追跡できるのだ。

むしろ大部分の人は「善良な市民」であり、警察が彼らすべてを常時監視することはない。しかし、問題はむしろ、この「**可能的監視**」そのものにある。警察が事前連絡すらなく監視カメラ映像を利用できるとなれば、市民すべてが、警察により、いつ、どこで見られ、記録され、追跡されているか分からない、という状況に置かれる。

ここには、もはやプライバシーはなく、プライバシーを前提とする個人の自由も権利もない。われわれは、自分たちの自由や権利を守るため国家をつくり、個々人の安全保障のための権力行使を国家諸機関に信託した。ところが、いまや国家諸機関が「**国民の安全**」のために個々人のプライバシーを奪い、自由や権利を否定しようとしているのだ。

ブラックユーモアのようなのだが、いまや大朝日ですら、大真面目に、万人監視カメラの効用を一面トップで大々的に報道するに至った。もはや「隠れて生きる自由」は取り戻せないのではないか？



谷川昌幸(C)

2017/03/04 at 12:07

カテゴリー: [社会](#), [情報 IT](#), [人権](#)



## 憲法改正案, 審議開始

ネパール議会は2月23日、マデシ諸党を中心とする諸要求に応えるための憲法改正案の審議に入った。

▼内閣提出改憲案の要旨⇒⇒[憲法改正案, 審議入りか](#)

この改憲案は、すでに2016年11月29日に議会で提出されていたが、マデシ諸党は要求が反映されていないとして、また最大野党UMLは反立憲的で国益に反するとして、議会審議に反対してきた。しかし、プラチャンダ内閣が地方選を5月14日投票と決め発表したため、議会としても、その大前提としての憲法改正に着手せざるを得なくなったのである。

こうして憲法改正案の議会審議が強引に開始されたので、それに不満の諸党派が15の修正案を議会で提出した。主なものは、第2州を中心とする諸州の区画変更、上院議員の比例制選出、母語の憲法明文規定など。

これらは、民族、カースト、ジェンダー、地域など様々な利害が複雑に絡む問題であり、しかも憲法が包摂原理を採用しているため、現行憲法でもすでに十二分に複雑で長大な規定になっている。そのため、この問題に関する議論の理解は容易ではない。また、憲法改正には議会での三分の二の賛成が必要であり、改正案が通るかどうかも定かではない。

そこで、ここでは改正問題の詳細に立ち入ることは控え、議会審議の行方を見守ることにしたい。



■ネパール政府 HP より

\*1 “Constitution Amendment Bill gets 15 amendment proposals,” Himalayan Times, February 26, 2017

谷川昌幸(C)

2017/03/01 at 11:58

カテゴリ: [選挙](#), [議会](#), [憲法](#), [民族](#)

Tagged with [連邦](#), [包摂民主主義](#)